

宮城県公報

宮 城 県
(総務部 情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

○産業廃棄物処理施設の設置の許可申請	(循環型社会推進課)	一
○生活保護法による医療機関の指定	(社会福祉課)	二
○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出	(同)	二
○生活保護法による指定医療機関の変更の届出	(同)	二
○生活保護法による施術者の指定	(同)	二
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	(障害福祉課)	三
○特定計量器の定期検査の実施	(産業立地推進課)	三
○保安林の指定の解除の予定	(森林整備課)	三
○保安林の指定施業要件の変更(二件)	(同)	三
○海岸保全区域の変更	(河川課)	五
○宮城県柴田農林高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託	(教育庁高校教育課)	七
○土地改良区の定款変更の認可	(大河原地方振興事務所)	七
○土地改良区役員の就任及び退任の届出	(仙台地方振興事務所)	七
○土地改良区役員の就任の届出	(北部地方振興事務所)	八
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	(教育庁高校教育課)	八
○宮城県公報第二九五八号(平成三十年五月十五日付け)中		一〇

告 示

○宮城県告示第五百四十五号
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百三十七号)第十五条第一項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱(平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。)第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。
なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見書を提出することができる。
平成三十年五月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

- 1 名称 株式会社佐沼生コン
- 2 所在地 宮城県登米市南方町内ノ目四十五番地
- 3 代表者の氏名 代表取締役 太田 陽平

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

宮城県登米市南方町内ノ目四十五番地

三 産業廃棄物処理施設の種別

汚泥の脱水施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第七

条第一号)

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

汚泥

五 申請年月日

平成三十年四月二十五日

六 縦覧場所等

1 縦覧場所 東部保健福祉事務所(石巻保健所)

2 縦覧期間 平成三十年五月二十五日から平成三十年六月二十五日まで(午前八時三十分から午後五時十五分まで)

七 意見書の提出期限等

1 提出期限 平成三十年七月九日

2 提出場所 東部保健福祉事務所(石巻保健所)

3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)並びに対象施設の名称(日本語によ

り記載すること。)

○宮城県告示第五百四十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

平成三十年五月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
あかね薬局塩釜店	塩釜市字伊保石二十一	平成三十年四月一日
優爾科医院	名取市増田二丁目三三三十九 アンソレ イユ名取一階	平成三十年五月一日
ひかり薬局野蒜ヶ丘	東松島市野蒜ヶ丘三丁目二十九番六	平成三十年五月一日

○宮城県告示第五百四十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨届出があった。

平成三十年五月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
大友医院	巨理郡巨理町字五日町三十九	平成三十年三月三十一日
あかね薬局塩釜店	塩釜市字伊保石二十一	平成三十年三月三十一日
歌津仮設歯科診療所	本吉郡南三陸町歌津字枳沢八十八一五	平成三十年三月三十一日
大谷仮設歯科診療所	気仙沼市本吉町三島二十三一	平成三十年三月三十一日

健康情報拠点薬局きぼう号

牡鹿郡女川町女川浜字大原二一四十二F
二十六

平成三十年三月三十一日

ナカタニ薬局

登米市豊里町新町六一六

平成三十年四月十一日

医療法人社団勝和会優爾科医院

名取市増田二丁目三三三十九 アンソレ
イユ名取一階

平成三十年四月三十日

○宮城県告示第五百四十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨届出があった。

平成三十年五月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更前	名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
医療法人盛真会青葉第二歯科		富谷市上桜木一丁目四十六一三	平成三十年三月一日
変更後	医療法人明徳会青葉第二歯科		

○宮城県告示第五百四十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、施術者として次のとおり指定した。

平成三十年五月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	施 術 所 の 名 称	住 所 又 は 施 術 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日
伊藤 祐一	ふれあい心のサービス仙台店	仙台市泉区松森明神二十九一〇一〇一	平成三十年四月二日
齋藤 亜美	訪問鍼灸マッサージこころも石巻	石巻市相野谷字川前十六一十二	平成三十年四月三日

本田 翔也	本田整骨院	宮城郡松島町高城字町東二 二番四号	平成三十年四月十日
-------	-------	-------------------	-----------

○宮城県告示第五百五十号
 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通
 所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。
 平成三十年五月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害児通所支援の種類	設置者名	指定年月日
○四五〇二一〇一八二	ドリームハウス 石巻市築山二丁目十番三十四号	児童発達支援	有限会社新教育ゼミナール	平成三十年五月十四日
○四五〇二一〇一八二	ドリームハウス 石巻市築山二丁目十番三十四号	放課後等デイサービス	有限会社新教育ゼミナール	平成三十年五月十四日

○宮城県告示第五百五十一号
 計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。
 平成三十年五月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所
平成三十年七月二日	美里町 小牛田	午前十時三十分から 午後三時まで	美里町役場本庁舎裏倉庫
同 七月三日	美里町 南郷	午前十時三十分から 正午まで	美里町役場南郷庁舎東側車庫
同 七月六日	女川町 出島	午後一時から 午後二時まで	出島地区仮施設設（番屋）
同 七月十日	女川町 全域	午前十時三十分から 午後二時三十分まで	女川町総合体育館
同 七月十一日	女川町 全域	午前十時三十分から 午後二時三十分まで	女川町総合体育館
同 七月二十三日	角田市 角田	午前十時三十分から 午後二時三十分まで	角田市市民センター

同 七月二十四日	角田市	豊室・横倉・小田・桜・北郷・西根	午前十時三十分から 午後二時三十分まで	角田市市民センター
同 七月二十五日	角田市	枝野・藤尾・根	午前十時三十分から 午後二時三十分まで	角田市市民センター

○宮城県告示第五百五十二号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。
 平成三十年五月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 解除予定保安林の所在場所
 気仙沼市松崎前浜一〇〇の二・一〇〇の七・一〇〇の八（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的
 土砂の崩壊の防備
 - 三 解除の理由
 指定理由の消滅
 - 二一 解除予定保安林の所在場所
 気仙沼市松崎前浜一〇〇の二・一〇〇の七・一〇〇の八（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的
 魚つき
 - 三 解除の理由
 指定理由の消滅
- （次の図）は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び気仙沼市役所に備えて置いて縦覧に供する。）
- 宮城県告示第五百五十三号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
 平成三十年五月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

富谷市明石上折元八八の一・八八の八から八八の一まで・八八の二〇・八八の三一（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）、八八の五から八八の七まで、八八の一二から八八の一九まで、八八の二一から八八の二五まで、八八の二八、八八の三二から八八の五一まで、八八の五六

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

富谷市今泉八幡下六四の一

二 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

三 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

富谷市明石上折元八八の一・八八の八から八八の一まで・八八の二〇（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、八八の一二から八八の一九まで、八八の二一から八八の二五まで、八八の二八

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び富谷市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第五百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年五月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

黒川郡大衡村大瓜字牛野五、七の一、字向牛野一の一、一の一八、二の一、二の一〇、二の一、二の一六、二の一七

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

- 黒川郡大衡村大衡字平林三八の一・三八の三・三九の一〇・七〇の一・一一七・一一八の一・一一八の三・一二二の三・一二三（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）、三八の二、一一五、一一六、一二五、一二六、字鏡沢三八（次の図に示す部分に限る。）、三九、六九、七〇の一から七〇の三まで、七一
- 2 保安林として指定された目的
干害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法
(一) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び大衡村役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 三1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
黒川郡大衡村大衡字平林三八の一・三八の三・三九の一〇・七〇の一・一一七・一一八の一・一一八の三・一二二の三・一二三（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）、三八の二、一一五、一一六、一二五、一二六、字鏡沢三八（次の図に示す部分に限る。）、三九、六九、七〇の一から七〇の三まで、七一
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法
(一) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

○宮城県告示第五百五十五号
海岸法（昭和三十一年法律第一百号）第三条第一項の規定により、昭和五十年宮城県告示第千二百六十七号で指定した海岸保全区域を、次のとおり変更する。
なお、その関係図面は、宮城県庁（土木部河川課）及び宮城県気仙沼土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年五月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

新	旧	新旧別		指定区域
		大分類	海岸の名称	
三陸南沿	三陸南沿	大分類	海岸の名称	陸域 水 域
志津川海	志津川海	中分類	海岸の名称	
荒砥地区	荒砥地区	小分類	海岸の名称	
基点A点 基点B点	基点A点 基点B点			陸域 水 域
(シ) 点 二九分三〇秒四七四一六五の地点	本吉郡志津川町字蒲之沢二百七十六番の二先から同町字深田二百二十九番地先			陸域 水 域
(サ) 点 二九分三〇秒四七四一六五の地点	本吉郡志津川町字蒲之沢二百七十六番の二先から同町字深田二百二十九番地先			陸域 水 域
(タ) 点 二九分三〇秒四七四一六五の地点	本吉郡志津川町字蒲之沢二百七十六番の二先から同町字深田二百二十九番地先			陸域 水 域
(チ) 点 二九分三〇秒四七四一六五の地点	本吉郡志津川町字蒲之沢二百七十六番の二先から同町字深田二百二十九番地先			陸域 水 域
(リ) 点 二九分三〇秒四七四一六五の地点	本吉郡志津川町字蒲之沢二百七十六番の二先から同町字深田二百二十九番地先			陸域 水 域
(ハ) 点 二九分三〇秒四七四一六五の地点	本吉郡志津川町字蒲之沢二百七十六番の二先から同町字深田二百二十九番地先			陸域 水 域
(ニ) 点 二九分三〇秒四七四一六五の地点	本吉郡志津川町字蒲之沢二百七十六番の二先から同町字深田二百二十九番地先			陸域 水 域
(ホ) 点 二九分三〇秒四七四一六五の地点	本吉郡志津川町字蒲之沢二百七十六番の二先から同町字深田二百二十九番地先			陸域 水 域
(ヘ) 点 二九分三〇秒四七四一六五の地点	本吉郡志津川町字蒲之沢二百七十六番の二先から同町字深田二百二十九番地先			陸域 水 域
(コ) 点 二九分三〇秒四七四一六五の地点	本吉郡志津川町字蒲之沢二百七十六番の二先から同町字深田二百二十九番地先			陸域 水 域
(ケ) 点 二九分三〇秒四七四一六五の地点	本吉郡志津川町字蒲之沢二百七十六番の二先から同町字深田二百二十九番地先			陸域 水 域
(ク) 点 二九分三〇秒四七四一六五の地点	本吉郡志津川町字蒲之沢二百七十六番の二先から同町字深田二百二十九番地先			陸域 水 域
(キ) 点 二九分三〇秒四七四一六五の地点	本吉郡志津川町字蒲之沢二百七十六番の二先から同町字深田二百二十九番地先			陸域 水 域
(カ) 点 二九分三〇秒四七四一六五の地点	本吉郡志津川町字蒲之沢二百七十六番の二先から同町字深田二百二十九番地先			陸域 水 域
(オ) 点 二九分三〇秒四七四一六五の地点	本吉郡志津川町字蒲之沢二百七十六番の二先から同町字深田二百二十九番地先			陸域 水 域
(エ) 点 二九分三〇秒四七四一六五の地点	本吉郡志津川町字蒲之沢二百七十六番の二先から同町字深田二百二十九番地先			陸域 水 域
(ウ) 点 二九分三〇秒四七四一六五の地点	本吉郡志津川町字蒲之沢二百七十六番の二先から同町字深田二百二十九番地先			陸域 水 域
(イ) 点 二九分三〇秒四七四一六五の地点	本吉郡志津川町字蒲之沢二百七十六番の二先から同町字深田二百二十九番地先			陸域 水 域
(ア) 点 二九分三〇秒四七四一六五の地点	本吉郡志津川町字蒲之沢二百七十六番の二先から同町字深田二百二十九番地先			陸域 水 域
基点A点 基点B点	本吉郡志津川町字蒲之沢二百七十六番の二先から同町字深田二百二十九番地先			陸域 水 域

平成三十年四月十日	庄 司 功	仙台市泉区根白石町東三十五番地	理事
平成三十年四月十日	川 嶋 房 也	仙台市泉区実沢字森子田二十九番地	理事
平成三十年四月十日	若 生 久 二	仙台市泉区野村字舞台一番地	理事
平成三十年四月十日	志 賀 久	仙台市泉区松森字台七十六番地	理事
平成三十年四月十日	佐 藤 芳 治	仙台市泉区朴沢字山田十四番地	理事
平成三十年四月十日	熊 谷 一 美	仙台市泉区福岡字大畑五十五番地	理事
平成三十年四月十日	若 生 武 志	仙台市泉区上谷刈字北河原五十六番地	理事
平成三十年四月十日	若 生 豊 治	仙台市泉区野村字桂島三十九番地	理事
平成三十年四月十日	齋 藤 達 夫	仙台市泉区朴沢字新田二十四番地の三	理事
平成三十年四月十日	高 橋 修	仙台市泉区実沢字上林七番地	理事
平成三十年四月十日	早 坂 幸 也	仙台市泉区西田中字柿屋敷二番地	理事
平成三十年四月十日	庄 司 俊 一	仙台市泉区根白石町東四十三番地の二	監事
平成三十年四月十日	佐 藤 末 雄	仙台市泉区松森字西沢三十二番地の二	監事

○宮城県告示第五百五十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、荒川堰土地改良区役員の就任について、次のとおり届出があった。

平成三十年五月二十五日

宮城県北部地方振興事務所

所 長 川 名 一 彦

就任した者

就任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成三十年三月十七日	浦 山 宗 明	加美郡色麻町大字上新町六十五番地	理事

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
平成三十年五月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び数量 A重油（JIS一種一号）七十キロリットル

2 購入物品の仕様等 入札説明書による。

3 納入期限 平成三十年六月三十日（土）午後一時

4 納入場所 宮城県石巻市中島町 石巻工業港内宮城丸

5 一連の調達で今後予定される数量の概数及び入札公告予定時期 百七十キロリットル 平成三十年八月、二百キロリットル 平成三十年十一月

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者が入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一三三三五)へ平成三十年六月八日(金)午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並び

に問い合わせ先

千九八〇一八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県教育庁高校教育課調整班(担当 昆 洋一 電話〇二二一二一一三六二二)

2 入札説明書の交付期限
平成三十年六月八日(金)午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査
入札に参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成三十年六月八日(金)までに必要書類を提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間に当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限及び場所等
(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合
入札の期間 平成三十年六月十五日(金)午前九時から平成三十年六月十九日(火)午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合
イ 提出期限 平成三十年六月十九日(火)午後五時まで
ロ 提出場所 1に同じ。

ハ 郵送による場合は、イの日時までに配達証明付書留郵便(封筒に入札に係る調達物品の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きすること。)にて到達すること。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

5 開札の日時及び場所
平成三十年六月二十日(水)午前十一時 高校教育課内(宮城県行政庁舎十六階)

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三の3の審査により資格を有しないとされた者
2 当該調達案件に係る入札説明書の交付を受けない者

五 その他
1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条の規定並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十六号)による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札

者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定の方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of Items to be Procured : Fuel Oil (JIS (K2205-1980) Class 1, No.1) 70 Kiloliters

2 Deadline for Delivery : June 30, 2018

3 Place of Delivery : Miyaginaru, Ishinomaki Port, Miyagi Prefecture

4 Deadline for Bid : June 19, 2018 5 : 00 pm.

5 Contact Person : Yoichi Kon, General Affairs Section, Upper Secondary School Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 Japan. TEL.: 022-211-3621

正 誤

○宮城県公報第二九五八号（平成三十年五月十五日付け）中

ページ

段 行

正

誤

三 上 八 加美郡色麻町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、加美郡色麻町（次の図に示す部分に限る。）

加美郡色麻町（次の図に示す部分に限る。）